

# 『史記会注考証』における引書の問題について

寺門 日出男

## 序

滝川亀太郎撰『史記会注考証』（以下、『会注考証』と略称）に関して、私はかつて『史記会注考証』撰述に見られる非学問性」と題する論考を公表（平成二年七月、『中国研究集刊』日号）し、同書の注釈が江戸時代の儒者中井履軒が撰じた『史記雕題』から剽窃したり、注釈の引用に誤りがある等の問題を抱えており、『史記』注解書として適切ではないことを論じた。

『史記雕題』は、中国の『史記』注釈にも引かれるなど、一部では高い評価を得てきたが、刊行されることがなかったため、大阪大学懐徳堂文庫所蔵の自筆定稿本、もしくは各地に散在する十余種の鈔本でしか見ることができず、同注を引用する場合、『会注考証』所引のものに依拠するの

であり、中井履軒とはどのような人物なのかといったことは、広く認知されることがなかった。

しかし、拙稿の公表を契機に一定の注目を浴び、自筆定稿本が影印出版（平成三年三月～五年五月、吉川弘文館）され、さらに、名和敏光によって全文が翻刻され、『史記雕題』の利用環境は格段に改善された。

しかし、先掲拙稿は、『会注考証』と『史記雕題』とを対照することに限定したもので、検討が不十分であった。そのため、『会注考証』が『史記』注解書として適切か否かという問題については、論が定まったとは言えない。本稿では、『会注考証』と、滝川が同書撰述の資料に用いた『史記』注釈類とを検討し、『会注考証』の『史記』注解書としての評価を再検討したい。

前掲拙稿公表以後、『史記』研究史に関する論考が発表された。その中に、拙稿を取り上げて、論の妥当性を検証するものがあつた。具体的には、藤田勝久「明治以降の『史記』研究」である。同論考は『会注考証』における剽窃の問題について、『史記』呂后本紀をサンプルとして検討し、滝川の『史記雕題』引用の仕方について、次のような見解を述べている。

かなり原典に忠実に引用しているが、一部に省略した文があり、必ずしも中井履軒の『史記雕題』を忠実に伝えていない部分がある。しかし反対に、中井履軒『史記雕題』と同じ内容を収録しながら、それを自己の注釈とした例は見られない。このほかにも『会注考証』の引用は、圧倒的多数が「中井積徳曰」(引用者注：積徳は履軒の名)と記している。このような引用の形式と比べて、寺門氏が指摘している箇所は極めてわずかであり、また必ずしも中井履軒『史記雕題』が出典ではない可能性をふくんでいる。したがって呂后本紀を中心にみれば、『会注考証』は独自の観点から『史記雕題』を引用し、引用の要約や不注意はあつても、

剽窃といえるような形式を取っていないと判断される。藤田の検討に拠れば、私がかつて指摘した『会注考証』の諸問題は、せいぜい滝川の不注意に因る瑕疵に過ぎなかつたということになる。だが、『史記』の中で呂后本紀一篇のみをサンプルとして取り上げ、しかも、『史記雕題』を対象としただけの検討では、不十分であろう。

滝川が『会注考証』撰述に利用していた注釈は、もとより『史記雕題』に限らない。先秦の伝では、『春秋』三伝の注疏類や『国語』・『戦国策』等、およびそれらに付された諸注釈等が、漢代のものについては、顔師古注や王先謙『漢書補注』等、きわめて広汎にわたる。『会注考証』の引書が適切であるか否かの検証には、これら滝川が資料として用いたと思われる諸書全体を、視野に入れる必要があるだろう。特に、『漢書補注』は『会注考証』と形式的に類似しており、その学術的評価も高いことから、『史記』の漢代の諸篇において「考証」を執筆する際、利用価値の高いものであつたと考えられる。

そこで、『史記』の中で、比較的に著名ではない漢代の人物の伝において、はじめに『会注考証』と『史記雕題』との対照を行い、次いで『史記雕題』以外の注釈も含めて検討を行った。その結果、従来明らかにされていなかった

諸問題が、『会注考証』には見られることが明らかになった。まずは、引用の方法に様々なパターンの問題が見られる。吳王濞列伝を例に、具体的に説明する。

『会注考証』では、吳王濞列伝は三十一頁あり、全百九箇所に「考証」がつけられている。その内、「中井積徳曰」と明記して、『史記雕題』の説を引用しているものが九条ある。その他の注を引く場合も、「梁玉繩曰」・「洪亮吉曰」等、注釈者の名を冠しており、一見、問題がないように思える。

しかし、以下に挙げる五例は、『史記雕題』と酷似している。なお、例を挙げる際は、注の対象となつている『史記』本文の該当部分と『会注考証』の頁数を掲げ、次いで行論に必要な注釈のみを挙げて説明する。引用に際し、適宜記号を補い、正字体に統一した。

①楚王戊、往年爲薄太后服、私姦服舍

（『会注考証』吳王濞列伝九頁）

〔史記集解〕服虔曰、服舍在喪次、而私姦宮中也。

〔史記雕題〕小顔曰、言於服舍爲姦、非宮中也。註

〔舍〕字衍。

〔考証〕『集解』「舍」字衍。顔師古曰、言於服舍爲姦、

非宮中也。

履軒は、『漢書』の顔師古（小顔）注を引き、『史記集解』の「舍」字が衍文であることを述べている。滝川は『史記雕題』の文の順序を変え、言葉の言い換えをしている。「舍」字についての指摘は、履軒のオリジナルのものであるから、そのことが分かるように書くべきである。

②有宿夕之憂（同十頁）

〔史記評林〕劉辰曰、（中略）「宿夕」兩字便深切、謂以夜繼之也。

〔史記雕題〕宿夕、舊來之意。

〔考証〕夕・普通。宿昔、舊來之意。（以下略）

『史記評林』では、「宿夕之憂」を、「朝夕に思いわずらう憂い」と解する。履軒は同説を否定（『史記雕題』原本は八尾版『史記評林』へ書き入れをしたもの）し、「夕」が「昔」の音通で、「以前からの憂い」の意であるとしている。このようにこの箇所を解釈したのは、管見の及ぶ限りでは履軒以前にはない。「考証」は普通の説明を補っているに過ぎない。ついでながら、「会注」という以上、劉辰注も採るべきである。

③億亦可乎（同十一頁）

〔史記雕題〕班志（引用者注：班史の誤り。『漢書』を指す）「億」作「意」。義同。

〔漢書補注〕錢大昭曰、「意」與「抑」同。

〔漢書〕荆燕吳伝注

〔考証〕『漢書』、「億」作「意」。「億」・「意」通用、

度也。不必讀爲「抑」。

滝川は、このケースでは『史記雕題』・『漢書補注』（もしくは錢大昭『漢書弁疑』）双方を見て、履軒説を採つたと考えられる。しかし、滝川は錢大昭の説を挙げていないため、「必ずしも讀みて『抑』と爲さず」という文がなぜあるのか、「考証」を讀んだだけでは分からない。

④王矚然駭曰（同十一頁）

〔史記雕題〕矚然、張目也。

〔考証〕矚然、驚張目也。

履軒の注に「驚」字を加えているが、そもそも「駭」が「驚く」の意であるから、滝川の注に従つて本文を解釈すれば、「王は驚いて目を見開き、驚いて言った」となつてしまい、不自然である。

⑤西走蜀漢中（同十六頁）

〔史記正義〕「走」音奏、向也。

〔史記雕題〕「走」、趨也。與下「走長安」之「走」同。

〔考証〕「走」、趨也。下文「走長安」之「走」同。

従来、「走」を「向かう」と讀んでいたのに対し、履軒

は「趨く」という新解釈を示した。「考証」はその単なる引き写しである。

以上の例を見ただけでも、同伝における注釈の引用には、かなり問題がある。さらに、検討の対象を『史記雕題』以外に広げてみると、これだけに止まるものではないことがわかる。吳王劉濞の伝は、『漢書』では「荆燕吳伝」に含まれている。『漢書』同伝の顔師古注と『会注考証』とを対照すると、以下に示す三箇所が、同じ内容のものである。

⑥吳王身有内病（同十頁）

〔漢書顔師古注〕師古曰、「内疾」、謂在身中不顯於外。

〔考証〕『漢書』「病」作「疾」。謂在身中不顯於外。

⑦越直長沙者（同十五頁）

〔漢書顔師古注〕師古曰、「直」、當也。

〔考証〕『漢書』「越」上有「南」字。「直」、當也。

⑧擅適過諸侯（同十九頁）

〔漢書顔師古注〕師古曰、「適」、讀曰適。

〔考証〕「適」、讀曰適。

滝川が顔師古注を引く場合、原則として「顔師古曰」の四字を冒頭に掲げるのが通常である。『漢書』顔師古注を参照せず、『会注考証』だけを見ている者には、滝川の説

と誤解してしまふ。

また、『漢書補注』から無断で引いてきているものが、以下の二例確認できた。

⑨ 齊王後悔、飲藥自殺畔約（同十三頁）

〔漢書補注〕先謙曰、『史記』有「飲藥自殺」四字。案

此時齊但城守、聞欒布破三國兵、後欲移兵伐之、乃懼而自殺。此史駁文、班刪正之。

〔考証〕此時齊但城守、聞欒布破三國兵、後欲移兵伐之、

乃懼而自殺。『漢書』改作「齊王後悔、背約城守。」

⑩ 陛下多病志失（同十五頁）

〔漢書顏師古注〕師古曰、「逸」、放也。

〔漢書補注〕先謙曰、『史記』作「志失」。「失」即「佚」

之省字、與「逸」義同。

〔考証〕「失」・佚通。『漢書』作「逸」。

これらも王先謙注と同一の内容である。とりわけ、⑨は「此時く自殺」の二十四字が全く同じであり、『漢書補注』の注を『史記』向けに手を入れたものであることは疑いない。

同伝における引書上の問題箇所はこれに止まらない。以下に示すように、王念孫『讀書雜誌』からも、無断で注を引いていると考えられる例が見られる。

⑪ 博胡衆入蕭關（同十六頁）

〔讀書雜誌〕念孫案、「轉」讀爲專。專謂頭領之也。『史記』作「搏」。以下略（卷四）

〔考証〕『漢書』「搏」作「轉」。亦當讀爲專。

⑫ 度江、走丹徒（同二十七頁）

〔讀書雜誌〕念孫案、「淮」當爲「江」。丹徒即在江南

故曰「度江走丹徒」。若度淮、則去丹徒尚遠。此涉上

文「吳王之度淮」而誤。（以下略）（卷四）

〔考証〕『漢書』「江」作「淮」、誤。

右に挙げた王念孫の注は、どちらも『漢書補注』に採られていることから、同書から引いてきた可能性も考えられる。いずれにしても、「王念孫曰」とせず、あたかも自説であるかのように書いているのだから、極めて問題のある注釈である。⑫については、結論は王念孫注の結論部分だけが採られているのみで、なぜ「淮」が誤りで「江」とすべきなのか、どのような経緯で誤ったのかという『讀書雜誌』の説明が削られているが、丹徒が江南の地にあるということを知らない読者のため、その理由も併せて引くべきであろう。

以上、呉王濞列伝中、確認できただけでも、十二例もの不適切な注釈が含まれている。これらの中には、滝川の不

注意に因るものも含まれている可能性もあるが、②・③・④・⑫のように不自然な例を見ると、滝川が邪な意図をもつて書いた可能性すら、考えられよう。少なくとも、呉王濞列伝一篇にこれだけの数がある以上、『会注考証』は、相当に杜撰な注解書であることは疑いない。

## 二

こうした問題点は、無論、呉王濞列伝に限ったものではない。『会注考証』全篇にわたっているのである。他の漢代の篇についてもいくつか例を挙げておこう。ただし、『史記雕題』から引用した例については、本稿冒頭に挙げた拙稿で既に論じているので、それ以外の注釈からのものについて見ていきたい。

呂后本紀には、前掲藤田論考が指摘するとおり、明確に『史記雕題』からの剽窃といえるものはないが、梁玉繩『史記志疑』から無断で引いてきているものが、以下に示すとおり、二例含まれている。

### ⑬ 齊内史士（『会注考証』呂后本紀七頁）

〔史記志疑〕此與『漢書』齊悼惠傳皆作「内史士」、而史世家作「内史勲」。蓋「士」其姓、「勲」其名。師古以「士」爲名、徐廣謂「士」一作「出」、俱非。

〔考証〕此與『漢書』悼惠傳皆作「内史士」、而史世家作「内史勲」。曰「士」、曰「勲」、所傳不同。必當其名、「内史」官名。

初めの一文は、「齊」字の有無を除いて全く同じである。特に、『史記』齊悼惠王世家を「史世家」とする略称が同じである点が注目される。『史記志疑』の「士」字を姓ではなく名としている点は変えているが、滝川独自の見解ではなく、『史記志疑』を引き写したものと見なしてよいであろう。

### ⑭ 以呂祿女爲帝后（同二十四頁）

〔史記志疑〕祿女爲后、當在四年少帝宏即位之時。『漢書』外戚傳可證。此叙于高后死后、亦誤矣。

〔考証〕祿女爲后、當在四年少帝弘即位之時。『漢書』外戚傳可證。此誤。

『史記志疑』が少帝の名を宏としているのは、梁玉繩が清人であるため、乾隆帝の諱（弘曆）を避けたものである。『考証』は避諱字を元に戻し、末尾を簡略にしているに過ぎず、内容は全く同じである。

こうした無断で注を用いている例以外にも、『会注考証』には問題のある注釈が、しばしば見られる。以下に挙げるものは、「王念孫曰」と明記しながら、王念孫とは別人の

注を引いている例である。

⑮及未有詔、虎符擅發兵擊義國（吳王濞列伝二十九頁）

『読書雑誌』念孫案、「及」當爲「乃」。言王何以聞而

乃擅發兵也。『漢書』亦誤作「及」。以下略）

（卷三）

『漢書補注』王念孫曰、「及」當爲「乃」。言王何不

聞而乃擅發兵也。『史記』誤同。（中略）先謙曰、「義

國」、謂齊國。言守義不從反也。

『考証』王念孫曰、「及」當作「乃」。「義國」、言守義

不從反也。

『読書雑誌』では、「義國」について一切触れていない。

『考証』が引く説明に近いものは、『漢書補注』にある、王先謙の注である。恐らく、同一人の注釈と誤解して、まとめたのであろう。この錯誤の原因は、王念孫・王先謙が、共に王姓であったことも考えられるが、滝川が『読書雑誌』を見ることなく、『漢書補注』だけに拠って注を書いたこと、すなわち孫引きをしたことが、直接の原因ではないかと思われる。

実際、『史記』の漢代の諸伝を、『漢書補注』と見比べていくと、採用している注釈とその採録の範囲が、酷似しているものが多い。それらは、偶然そうなったのか、それと

も滝川の思考が王先謙のそれと相似であったのか、それとも、所謂孫引きの結果なのだろうか。次の例を見れば、明らかである。

⑯年十歲則誦古文（太史公自序十五頁）

『漢書注校補』史公生於景帝後元年、距鼂錯死已十二年。

錯於孝文時受書伏生、生已九十餘歲。（以下略）

（周壽昌『漢書注校補』卷四十二）

『漢書補注』周壽昌曰、遷生於景帝後元年、距鼂錯之

死十一年。錯、孝文時受書伏生、生已九十餘。（以下

略、傍点引用者）

（『漢書』司馬遷伝注）

『考証』（前略）周壽昌曰、遷生於景帝後元年、距鼂錯

之死十一年。錯孝文時受書伏生、生已九十餘。（以下

略）

傍点を付した箇所が、王先謙によって書き換えられたところである。文の節略・字句の改変ともに、『会注考証』は『漢書補注』と全く同一である。少なくとも、ここでの『漢書注校補』の引用は、『漢書補注』からの引き写しであることは疑いない。

また、『考証』に引かれている李慈銘・蘇輿・王文彬等の注釈者の名は、『会注考証』にある『史記考証引用書目摘要』には、一切見えない。彼らはいずれも王先謙とともに

に『漢書補注』を参訂した人物で、『会注考証』が引く彼らの注は、『漢書補注』から転載したものである。これらの点から、滝川は『漢書補注』の注釈を、しばしば無断で引き写していたと考えられる。

『会注考証』には、さらに重大な欠陥を見いだすことができる。注釈を引用する際、一部を省略したり要約したりすることは、従来、許容範囲とされてきた。しかし、改竄して引くことがあれば、厳しく非難されてきた。滝川は、その改竄すらしている場合がある。例えば次のような例がある。

⑩杖步行七八里、明、見梁騎（袁盎鼂錯列伝十三頁）

〔史記雕題〕「杖」、杖節竿也。「七八里」、班史作「七十里」、似長。「梁騎」、謂斥候巡邏者。不必鬪師。遇之見予馬、故馳去。

〔考証〕中井積徳曰、「杖」、節竿也。『漢書』「七八里」作「七十里」、恐非。半夜至天明、安得「步行七十里」。「梁騎」、謂斥候巡邏者。不必鬪師。遇之得馬、故馳去。

「杖節竿↓節竿」・「見予馬↓得馬」等の文字の異同が見られるが、そのこと自体は大きな問題ではない。それよりも重大なのは、原注の主旨を改変していることである。

『史記雕題』では、『漢書』の「七十里」の記述の方が優れるとしていたものを、「考証」が引く『史記雕題』では、『史記』の「七八里」が正しいであろうという、逆のものにされている。「半夜より天明に至るまで、いづくんぞ七十里を歩行するを得んや」と、その根拠を書き加えていることから考えて、意図的な改変である可能性が極めて高い。滝川の個人的判断によって書き改められたものである。これは注釈を利用する者として、絶対にしてはいけないことである。

今回は、漢代の伝における検討にとどまったが、先秦の諸篇について、改めて言及するまでもないであろう。『会注考証』は、先行『史記』注釈の利用方法に多くの重大な問題があることは、明白である。

### 結

これまでの『史記』研究で、『会注考証』が最善の『史記』注解書として高く評価され、多大な貢献をしてきたことは否定できない。また、それまでほとんど知られていなかった『史記雕題』の注釈が、同書によって見いだされ、現代中国の『史記』注解書が中井履軒の注釈を採用するに至ったことも、大いに評価すべきであろう。



ただ、同書を過信するあまり、「考証」に引かれた注釈の原本を確認することなく、そのまま引用し、誤りをおかす研究が、ままたつたことも事実である。

藤田勝久は、「『会注考証』は」最良のテキストと注釈を提供しようとしたが、これを底本とするには限界があらわれている。なぜなら今日では、『史記』南宋黄善夫本の影印や、中井履軒『史記雕題』など注釈の影印によって、その校訂・引用に修正すべき部分が生じているからである。「前引」明治以降の『史記』研究」と述べている。

『会注考証』のテキストとしての評価は藤田の言うとおりであろう。しかし、注解書として見た場合、注釈の引用に様々な問題があり、信頼して利用できないものであることは、もはや明らかである。

注

(1) 『翻刻『史記雕題』』は、『山梨県立女子短期大学紀要』第三十三、三十八号、および『山梨県立大学国際政策学部紀要』第一、二号に、全九回に分けて発表されている。

(2) 管見に入ったものとして、以下の四本がある。

1. 藤田勝久『史記』『漢書』研究文献目録（日本篇）（愛媛大学教育学部、平成七年）

2. 吉原英夫『史記』に関する文献目録（北海道教育大学札幌校、平成十年）

3. 藤田勝久『日本の『史記』研究』（愛媛大学法文学部論集）人文科学編第七号、平成十一年）

4. 藤田勝久『明治以降の『史記』研究』（愛媛大学法文学部論集）人文科学編第十一号、平成十三年）

(3) 例えば『史記注译』（王利器主编、三秦出版社、一九八八年）・『史記全本新注』（張大可注釈、三秦出版社、一九九〇年）では、項羽本紀の「東嚮」注において、『史記会注考証』引中井曰々と、中井履軒の注釈を引用している。

(4) 例えば、藤井宏は『史記』平準書中の「牢盆」解釈について、『史記雕題』の注を採用したのは自分が初めてであり、佐伯富『中国塩政史の研究』（学土院恩賜賞に異議あり）、は剽窃であると批判した（学土院恩賜賞に異議あり）、『諸君』昭和六十三年七月号、文藝春秋社。だが、藤井は『史記雕題』を確認せず、『会注考証』しか見ていなかったため、「考証」に引かれている他の注まで、『史記雕題』の文と誤解してしまっている。

（都留文科大学）